

障害者差別解放過程の理論化のために

津田英二*

The Liberation Process from Discrimination on People with Disabilities

Eiji TSUDA

What adult education studies can do for the liberation of people with disabilities is to argue about what is the best condition in which people can make better efforts for the liberation. Three stages of process are required for this argument. First of all, we have to identify what the discrimination on people with disabilities is. Secondly, structural understanding of the discrimination is quite inevitable. And at last, we must find out the way we struggle with the structure which make the discrimination possible. This article tries to establish the foundation of such argument above.

目次

- I はじめに
- II 障害者差別の諸局面
 - A 行為
 - B 障壁
 - C 教育
 - D 恋愛・結婚
 - E 労働
 - F 介護関係
- III 障害者差別の構造
 - A 差別と社会構造
 - B 差別と関係性
- IV 障害者差別からの解放の道程

I はじめに

障害者の社会教育を切り口として社会教育研究に取り組む際、障害者差別の理論的取り組みは避けることができない。その理由には以下の2点がある。

第一に、現在のところ最も組織化が進んでいる障害者を対象とした社会教育事業である障害者青年学級において、その発足当初から問題になってきたことの一つに、

* 大学院博士課程

障害者青年学級は障害者の地域からの隔離を助長しているのではないか、というものがあった。また、実際の障害者青年学級の実践過程においても、障害者である学級生と障害をもたない市民であるボランティアやスタッフとの間の微視的な人間関係の上で、障害者差別は抜き差しならぬ現実として重くのしかかっている¹⁾。実践から生起してくるこういった問題を無視しては、もはや障害者の社会教育を対象とした研究は成り立たない。

第二に障害者の社会教育は、ノーマライゼーション理念の普及や地域福祉施策の本格化といった状況の下で、障害者に対して文化・学習活動の機会を提供するというだけでは不十分であり、障害をもつ者ともたない者との間の日常的関係構築を促進するという目的をもたざるをえない。この側面からいってもやはり障害者の社会教育は、日常的関係を阻害する障害者差別という現実と対峙しなければならないのだ。

さてそれでは、社会教育研究は障害者差別について何を語ることができるのだろうか。当然のことながら差別は、差別が行なわれている現場において解放のための努力がなされなければならない。したがって研究のレベルで差別的な状況を糾弾し改善を求めるというだけでは何も始まらない。むしろ我々にできることは、解放のための努力がなされやすい状況をいかにつくっていくかとい

う議論である。そのために踏まなければならない手順には3段階ある。

第一に障害者差別の諸局面を対象化する段階である。理念的に平等の価値がよしとされる現代にあって、障害者差別の表面化は忌み嫌われ、それに応じて我々の意識の内にも日常的に差別を感じる機会は少なくなってきた。むしろ障害者差別は、はっきりとした隔離や不平等といった目に見える形よりも、人々の日常的な行為の中に埋め込まれる形で存在すると考えたほうがよい。したがって、いったいどのような状況が何故に差別であるかということを対象化する作業は、議論を抽象化させないためにも不可欠である。

第二に障害者差別を構造的に把握する段階がある。差別からの解放を考察するにあたっては、当該の現象としての差別がどういう構造のもとに生起しているのかを把握することは不可避である。現象としての差別を把握するだけでは、差別からの解放の努力は差別的状況の糾弾と同じになってしまう。差別からの解放の努力は、糾弾としてあらわれるものではなく、差別を生起せしむる構造に対する何らかの働きかけとしてあらわれるものでなければならぬだろう。

第三に差別を生起せしむる構造とどのように闘うか、その方法について考察する段階である。この段階でようやく我々の関心は、障害者差別に対して社会教育にできることは何かという課題と関わり合うことができるのだ。

本稿の構成は、これらの3つの段階に応じて展開することにした。

II 障害者差別の諸局面

まず、障害者差別とはどのような現象を捉えていくのかという話から始めなければならない。とはいえ、差別を明確に定義し、その差別に当てはまる現象を述べるというスタイルは、ここではとることができない。差別と呼びえる状況は、障害者が生活を営む上で数限りなくあるだろう。それらを、これは差別だがこれは差別ではないと分類することに、それほどの意味はない。したがって、本稿では、さまざまな差別的状況を参照しながら、それを構造として捉えていくというスタイルによらざるをえないのである。ということは、差別は当分の間、当事者が差別だと感じるような状況一般を指すものとして、曖昧にしか捉えることができない。以下では、障害者の生活の諸局面を、行為、障壁、教育、恋愛・結婚、労働、介護関係という6つに分け、各々における差別的状況を障害者自身の言葉や障害者の生活についての観察記録などを用いながら描出してみようと思う。

ただし、障害者差別について叙述する際、留保しなけ

ればならない点がある。第一に不平等の解消をもって差別からの解放とはしないということである。というのは、不平等は差別の結果として生起するものであり、形式的な平等が実現されたからといって、差別がなくなったとする事はできないからだ。本稿で扱うのは不平等ではなく、不平等の根柢となり背景となっている差別である。第二に、そもそも差別的状況は無限の広がりをもっていて、対象化することが不可能な生きた現実もあるということである。また障害の重さや種類などを含めて、差別的状況は個人差が大きい。したがって、本稿で参照することができる差別的状況はきわめて限られた部分でしかない。筆者自身がもつイデオロギーや無知といったバイアスが、この記述の限界として介在していることはいうまでもない。

A 行為

「おれたちは二〇になっても、三〇になっても、だからいつも〈あの子〉と呼ばれ、子ども扱いにされるのだ」と健全者の無神経な発言がいかに障害者の自尊心を傷つけていたかを指摘した。²⁾

障害者が一人の人格とはみなされず、自己決定能力を欠く者として見られ、その状態を子どもとして比喩されているのだとしたら、それは差別的状況以外のなものでもない。障害者を子ども扱いするという行為の中には、障害者の行為能力の限界を予め規定してしまう強制力と、愛情を傾けなければならない対象として障害者を扱おうとする努力とが表現されている。こういった何気ない差別意識は、我々の心と体にしみついていて、視線や言葉づかいなどに端的に表れる。

こうした視線や言葉づかいに現れる差別意識は、多分に無知や偏見と密接に関連している。

“これだけは分かってほしいんですけど、僕たちの病気は神経が過敏すぎるとか、性格が真面目すぎたり几帳面すぎたりするからなってしまうんであって、決して人が思うほど恐い病気じゃないし、人に危害を与えることなんかないんですよ。よく残虐な殺人事件がおこるたびに犯人が精神障害者のようにマスコミが報道してますけど、……”³⁾

この例にみるように、相手を無知や偏見ゆえに畏怖し、なるべく自分から遠ざけておこうとする行為は、差別の基本的な要因となっているように思われる。それならば、障害者についての知識を一般に普及させ、障害をもつ者ともたない者との日常的な接触の機会を増やせば、差別

はなくなるのか。もちろんそう簡単にはいかない。なぜなら、無知や偏見が一方的に差別を生むというわけではないからである。そうではなくて、人々が差別の対象者を遠ざけようとし、実際に遠ざけることで無知や偏見が生じ、逆にその無知や偏見によって差別が強化されるという循環関係として捉えられなければならないからだ。

“人びとの「意識」の中からさえ、障害者は消されていのではないか。それを「無関心」とありきたりのことばでかたづけることはできない。「車椅子の障害者が電車に乗るとは知らなかった」というような、行政交渉の中で何気なく出てきた不用意なことばこそ、彼らから現実に足を奪う物理的な力を持つものだったからだ。”⁴⁾

この場合に端的に表れているように、無関心は無関心として成り立っているのではない。障害者を日常生活の中から排除しようとする意識と無関心・無知・偏見とは相互に切り離し難いのである。しかも、障害者に対して無関心でいることを奨励する言説に出くわすことさえ珍しくない。

“各市町村の広域紙に政府から配ってきたコピーにはこうあった。「障害者をジロジロみてはいけません。」目をつぶって触れ合えというのだから、これは難しい。”⁵⁾

障害者は、健常者の日常生活規範から逸脱した行為をとることが多い。例えば、自閉症をもつ人は公衆の中で大声を出したり発作的に手を叩く。肢体不自由の人にとっても、障害に関わるちょっとした身体の動きが、公衆の目にはルールからの逸脱として映る。これらの逸脱は、公衆に憐憇や生理的嫌悪をひきおこしやすい。ところが、そのような公衆の感情の起伏とは裏腹に、健常者の日常生活規範は彼らに「儀礼的無関心」⁶⁾を要求する。すなわち、見知らぬ者どうしでは、相互に好奇心や特別な意図がないことを視線によってアピールするという作法が規範的に作用するために、健常者は障害者に対して無関心を装ったまま、憐憇や生理的嫌悪をひきずってその場を立ち去ることになる。

このように、差別する意識→排除しようとする意識→無関心の奨励→無知・偏見→差別の強化、こういった循環を、差別現象の本質の一側面として考えることができるだろう。そしてこの循環こそが、思い込みを氷解させる人間的な直接的関係の形成を阻害しているのだ。

B 障壁

街にあるさまざまな障壁は、障害者を物理的に排除す

る合理的なシステムでもある。もちろん、障壁の中には経済的な事情などでやむを得ないものもある。けれども障害者の視点からは、そういった事情も単なる言い訳でしかない。

“エレベーターにしろスロープにしろ、それがあることで、他人に持ち上げてもらわなくともホームまでたどり着くことができる。それは、施設というよりも、立っている地面の延長でしかないと彼らは考えている。それを拒むのは、わずか一〇センチか一五センチそこらの「段差」と、その意味を読み取れない「施設」者側の目の高さだ。それは必然的に「死角」を生む。彼らはありとあらゆるところでそれに出会う。”⁷⁾

街づくりにあたって設計者が障害者の目の高さに自らを置くことができないということは、無関心を装った健常者の自己中心性ということもできる。というよりも、健常者の自己中心性が障害者の無関心を、ひいては障害者の排除をひきおこすといったほうがよいかかもしれない。

さらにいえば、逆に障壁を口実として健常者の自己中心性を正当化しようとする場面すらありえるのだ。

“「車椅子三台なんですが」なかにいた女の人が急に変な顔になり、「車椅子、置くとこないからダメです」「エッ？」一耳を疑う。席は半分空いていて余裕は十分ある。「ダメだと言われていますので」と、店員らしい女性が言う。”⁸⁾

障害者をめぐる差別的状況の多くは、健常者の自己中心性と密接に結び付いている。それは当然障害者に対する配慮の欠如や無知・無関心とも関係するが、意識的であれ無意識的であれ、それらは健常者の自己中心性を正当化する作用をもつ。街角の障壁というのは、これを如実に表しているのであり、障害者の目からは経済的理由による障壁でさえ、健常者の自己中心性の表れでしかないのだ。

C 教育

健常者の自己中心性は、教育という側面においても顕著に表れる。教育におけるそれは、健常者こそが人間としてのるべき姿であり、障害者は健常者に見習わなければならない、とする点にある。教育者の善意にかかわらず、教育は障害者を健常者モデルにひきあげるという機能をもちやすい。

“〈自立〉ということの内容が「自分のことは自分でや

れる」「他人に迷惑をかけない」ということであっては、彼の場合、最初から絶望的だ。これはつきつめると、自分のことは自分でやることのできる健全者の論理でしかない。”⁹⁾

障害者が健常者をモデルとしてしか生きることができないと考えられてしまうなら、障害者が独自な生活スタイルを築くことも許されず、自分らしく生き生きと生きること自体否定される。障害者は健常者のもつスケールで裁断されることで、本来的な自由を大幅に制約されるわけである。

さらに悪いことに、健常者中心主義に基づく教育は、障害者に劣等意識を内面化させ、差別されて当然だという感覚を植え付けるのだ。

“不可視の目標としてつねに「普通校の学生たち」を引きあいにだされ、「がんばりなさい、負けないように」と言われづけたら、それは二級市民宣言を受けたも同然だった。四六時中、そう言われるものだから、さすがの私も「自分がダメなんだ」と、すっかり洗脳され、一級市民にものすごい「あこがれ」をもっていたのだ。”¹⁰⁾

健常者の優越意識、障害者の劣等意識がいったん固定してしまえば、健常者と障害者との「交流」などといつても何の役にも立たない。それどころか否定的な関係を再生産するばかりである。すなわち、表面的な「交流」は、優劣という価値に基づいた固定的関係の転換を引き起こさないばかりか、逆に相互に優越性・劣等性を再確認する機能を果してしまうわけだ。

“養護学校にいたころ、年に一回くらい、普通学校の生徒たちが訪ねてくる「交流学習の日」というのがあった。障害をもつ子ともたない子が一年にたった一回、会ったからって、何かが変わるってものでもなかろうに。私としては動物園のパンダになったようで不愉快だった。彼らはある種の優越感というか、自分たち障害のない者は障害をもつ人とはちがう存在、という前提のうえで自分のバランスをとろうとしている感じがした。”¹¹⁾

教育は以上のように、健常者の優越意識と障害者の劣等意識を再生産する機能をもつことができるわけである。むしろ、教育がこの再生産機能をもっているからこそ、障害者差別は存続することができるというべきかもしれない。また逆に、障害者差別が存続する限り、教育は差別を再生産する機能を多かれ少なかれもたざるをえない

ということもできるだろう。教育と障害者差別とは、かくも密接に関係しているのである。

D 恋愛・結婚

健常者の優越意識、障害者の劣等意識という非対象な固定的関係は、男女関係において顕著に現れる。まず障害者は、健常者にとって対等な男女関係を結ぶ対象の中から排除される。したがって健常者にとって障害者は性的対象ではないということになる。障害者は、男性・女性である前に障害者だというわけだ。

“ある男のことを好きだ、と相談された私は、私もその男を好きなのだと言った。その女は、私の言葉を聞いて笑った。彼女にとって私は敵ではない。女でなくただの「障害者」だった。”¹²⁾

このように男性であり女性であることを拒否されればされるほど、男性であり女性であることに憧憬をいだくのは、自然ななりゆきである。そしてその先にあるのが結婚という制度なのだ。障害者が結婚に強く憧れる傾向を示すのは、社会的な抑圧に基づくものということができるだろう。

さて、結婚という制度に近づけば、障害者はきわめて現実的な大きな圧力を受けることになる。というのは、制度としての結婚は、人に夫として、妻として、親としての役割を押し付けるからである。障害者にとっては実際にそういった役割を社会が期待した通りに担うことの難しい場合が多い。それゆえにこそ、社会は障害者の結婚を援助するよりも先に、障害者を結婚から遠ざけておこうとする。

“障害ゆえに結婚制度から締め出されたゆえに、それに恋こがれ、恋こがれたゆえに、「彼自身を愛すること」以上に、「結婚すること」自体にエネルギーを注ぎ、……私は、女と男が出会い、愛しあうという根本的なことをなおざりにしていたのだ。”¹³⁾

障害者は、男女間の、いや同性間でさえ、生き生きとした人間関係を形成することが難しくさせられている。恋愛・結婚といった、まさに生き生きとした関係が問われる状況において、この困難は露になる。こういった困難は個々のケースにおける関係障害というレベルでは語りえない。障害者から関係形成の契機を奪っている社会の構造全体を視野にいれなければならないわけである。

E 労働

労働と差別との関係でまず思いつくのは、雇用機会の不均等である。政府主導の障害者雇用促進の動きは一定の成果をあげてきたということができよう。しかしそれでも、一般雇用されている障害者の数など微々たるものであるし、その数さえ景気変動に左右されるというのが現状である。

いずれにしろ、現在の社会システムのもとでは、障害者全員を一般雇用し、全員に生活の資として十分なだけの賃金を保障するという理想は、残念ながら非現実的である。我々の社会では、能率の悪いことが排除の合理的な根拠となる。そこで善後の策として、保護就労を促進するという手段がある。けれども保護就労にしても、障害者差別から無関係ではありえない。というよりも保護就労にこそ障害者差別が表面化しているともいえる。保護就労といえども一般に市場価値を求められるから、そこで労働は単調な換金率の悪い労働となりがちである。したがって低賃金に甘んじざるをえない上、形式的に市場からは離れた場での労働であるために疎外感もいっそう強くなる。生き生きとした生活の一要素としての労働をたのしむということは、現在の保護就労の場においては難しいのだ。

問題は、一般就労か保護就労かというところにあるのではない。双方とも市場経済に巻き込まれざるをえない以上、障害者は排除される対象となる。今日の市場原理を根底から否定するのでない限り、むしろ問題は、労働が当人の生き生きとした生活の一要素となるか否かである。

したがって我々は雇用機会の不均等に障害者差別を見るよりも、むしろそのような生き生きとした生活の一部としての労働を障害者に許さないというところに、障害者差別をみるべきなのだろう。

“近くの町に住む「多角形」のメンバー高橋くんも、最近、結婚した。そして障害者の奥さんとの間に子どもが生まれた。子どもをつれて散歩しているのを町会議員がみて、「プラプラ遊んでる」と告げ口された。町はろくに調べもせず、なんとヘルパーの派遣日数を半分に削った。……個々の条件をいっさい無視して〈すべての障害者〉に自助努力を要求し、不可能な労働（職業的復帰）を重度者にまで強いている。障害者は、〈かわいそう〉にしているか〈働く〉か、そのどちらかしか許されていない。”¹⁴⁾

恋愛・結婚においてもそうであったが、障害者は生き生きと生活することを構造的に奪われているのだといえ

る。労働市場から排除され、そうかといって労働に携わらなければ社会から排除される。窮余の策として保護就労の道が生み出されたが、いずれにしても労働は障害者にとって強制されるものであり、生活を豊かにするものではないのだ。またこのことと、障害者の文化活動の機会がきわめて限られていることは、無関係であるはずがない。

F 介護関係

介護者と被介護者との関係は、往々にして非対称的となる。すなわち、被介護者たる障害者は、生活していく上で介護者をどうしても必要としているのに対して、介護者はいつでもそれをやめることができるのである。だから、たとえ介護者が権力的な態度、差別的な態度をとったとしても、被介護者はそれに甘んじなければならないという状況に陥りやすい。このように、対等な人間関係をつくることが困難だからこそ、介護関係を、人間的な関係を極力排除した規範的な関係や金銭的な関係などに限定する技術も発達してきた¹⁵⁾。

介護者は、障害者のもっとも近くにいる存在だからこそ、障害者差別とも無関係ではありえない。むしろ身近であるがゆえに、障害者にとって最も深刻な差別的関係ともなりえるということができる。

“ボランティアで頭にくるといえば、みんなでお酒を飲んでいるときに、俺なんかがガバガバお酒を飲んでいる姿を見て、「あの人あんなにお酒を飲ませていいの」なんて別の介護人に聞く奴ね。本人に聞けばいいことでしょう、こういうことって。こういう態度が一番腹立たしいんだよって、俺はショッちゅう怒ってる。”¹⁶⁾

これは障害者を意思決定の主体としてみなさないという、第1節で述べた行為に関連する差別として把握しえる。けれどもそればかりではない。例えばここに、二人の健常者と一人の障害者がいて、三人に関係する話題を健常者二人のみで交わし、無意識的であっても障害者がその会話を入り込む余地をつくらない場合、これは明らかに差別的状況といえる。介護者は、障害者にもっとも近い存在だからこそ、逆に障害者をもっとも排除し、最先鋒として差別を再生産することもあるのだ。とはいえた然のことながら、その相克をのりこえて障害者との間にもっとも生き生きとした関係をつくりあげができるのも、介護者だということを忘れてはならない。障害者差別はそれほどに繊細な生きた現象なのだ。

III 障害者差別の構造

A 差別と社会構造

差別を構造的に把握するにあたって、予め批判的に考えておきたい論点がある。それは、差別と国家や階級といった社会構造との関係である。例えば黒沢惟昭は次のように述べる。

“日常の差別（意識）は無自覚による恣意的、偶然と見える場合が多いが、そこには習俗、道徳、広く教育（社会教育を含めて）などによる国家意志が不可視的に深く関わり、浸透している。”¹⁷⁾

差別と社会構造とが密接な関係をもっていることは確かだろう。問題はその関わり方である。差別は、本来的に国家意志と結び付いているからこそ差別なのだろうか。差別は本当に恣意的、偶然的ではないのだろうか。

明らかに、国家や階級といった社会構造と結び付いていなければ差別ではないとするなら、差別概念は矮小化されてしまう。例えば、前の章の介護関係の節でみたような局所的な人間関係における差別を取り逃がしてしまうことになるだろう。また、きわめて非明示的な差異を決定的な要因に仕立てあげてしまう「いじめ」などといった現象は、もはや差別の枠組みでは取り上げることができなくなってしまう。明確にしておかなければならぬのは、差別は、差別的な社会構造があつてはじめて生起するものではなく、もっと卑近な「いま、ここ」の対人関係を端緒として始まるということである。差別は、まさに恣意的偶然的に特定の差異を発見し、その差異を固定的に把握し、それによって生き生きとした関係を拒絶するというところにこそ、本質がありそうなのだ¹⁸⁾。

実際、社会構造という媒介がなければ、選ばれる差異や差別の対象は絶え間なく移り変わるだろう。そもそも人と人との出会いは、他者の排除を必然するのだ。ブーバーの『我と汝』という著作は、出会いとして現れる〈われーなんじ〉関係を独占的なもの、排他性をもつものと捉えている。排他性をもたない〈われーなんじ〉関係は神との間にしか起こりえないというわけだ¹⁹⁾。つまり、人と人との間に出会いがあれば、それだけ多くの排除も起こることになる。いま他者と排他的な関係を結んでいる者が、次の瞬間に排除される側にまわることも十分にありえる。差別は、こういった日常的な関係性の次元から考え始めなければならない。

国家や階級といった社会構造はむしろ、差異を硬直化する媒体として差別関係に入り込む。すなわち社会構造は、ある特定の差異に対して特殊な意味を与え、あたか

もそのように意味づけることが当然であるという印象を人々に与えるにすぎない。が、このような差異の意味付与によって、一定の排除が永続するという現象が生まれる²⁰⁾。

再びブーバーによれば、〈われーなんじ〉関係は、永続することは決してなく、やがては制止し孤立し硬化させる、関係や現存の欠如としての〈われーそれ〉関係を必然する²¹⁾。〈われーそれ〉関係においては、過去に獲得された相手の像を現前させるのみで、現在の生きた相手と向かい合うことはないという。憎しみとはまさに、このような部分的関係のもとに起こるのである²²⁾。そして社会構造は、こういった部分的関係を成立させる「過去に獲得された相手の像」を形成する際に力となる。すなわち社会構造は、〈それ〉を構成する知識を与え、〈それ〉が〈なんじ〉として現存することを妨げているのだ。

このように考えるならば、我々がまず考えなければならないのは関係性の次元である。もちろん社会構造との関わりも差別と切り離すことはできない。現象として差別を捉えるのなら、問題になるのはむしろ社会構造であろう。被差別者の閉塞状況をつくっているのは、関係性よりもまず社会構造だといふことができるからである。けれども、障害者差別からの解放過程を理論的に把握しようという本稿の試みにおいては、差別の発生と深く関わる関係性の次元のほうが、より重要なのである。

B 差別と関係性

差別が関係性の必然的な産物であることは、〈われーなんじ〉関係が排他性を結果するということからも明らかである。

エリクソンは人間の心理・社会的発達段階を図式化し、〈希望〉〈意志〉〈忠誠〉といった各段階のバランスのとれた自我の状態を記述している。成人期の場合、前期は〈愛〉であり後期は〈世話〉となっている。けれどもこれらは、この時期の協和傾向を表現しているにすぎず、同時にそれぞれに対応する〈排他性〉〈拒否性〉という不協和傾向と相補関係になっている。“或る程度の拒否性が生殖性には必要不可欠であるように、或る程度の排他性も親密性には不可欠”だという²³⁾。人は〈愛〉や〈世話〉の相手以外の他者を排除し拒絶するという傾向を多かれ少なかれもっているのだということができる。

今村仁司は、こういった人間の共同性の陰の部分に生じる必然的な排他性に着目して第三項排除の理論を構築している。これは、差別を構造的に把握しようとする本稿の試みに重要なヒントを提供しているように思われる。以下しばらくの間、彼の議論を追ってみよう。

今村のいう第三項排除は、人間の営みを通して起こるさまざまな構造的な排除現象を一括して表現した概念である。差別がこの概念の中心を占める現象であることはいうまでもない。第三項排除とは、二人の人間が交通しあうためには、必ず第三者を排除しなくてはならない、ということである。この基本的な原理からあらゆる構造的な排除の特性が説明される。

相手に承認されたいという欲望が、必然的に第三者との対立を招く。すべての人がこのような他者との対立を抱えることで、共同体はカオス的な状況を呈する。そしてその果てに、唯ひとつ敵対関係の単純さが生まれ、一人に対する全員の集団的暴力を結果する²⁴⁾。

あるいは、相手に承認されたいという欲望が相手と同一になりたいという欲望に転化し、人々が相互に他者の分身となる現象が広がり、共同体は差異のない人々からなるカオスと化す。ところが、共同体はこのカオスから脱却するために、一致団結してスケープゴートを選ぶ。個々の得意性を回復するために、切れ目のない連続した世界からある部分を間引くのである。共同体は、この間引かれた部分を共同体から排除することによって、秩序を回復する²⁵⁾。

このような過程を差別化の過程と捉えるなら、差別は運動過程でなければならない。つまり差別は、排除するという運動自体をいうのであり、排除されるのは誰かということに第一義的な意味はないということである。そうであるならば、もはや被差別者は差別される合理的根拠を何とも必要がない。誰が被差別者として選ばれるかは、まったくの偶然なのだ²⁶⁾。

ところで今村の分析は、共同体からの第三項の排除というところで終わってはいない。なぜなら排除された第三項は、共同体の秩序を維持するために、常に共同体の側にいなくてはならないからである。したがって共同体は、いったん排除したものを聖化することによって部分的に受容しようとする。排除されるものは、卑しいものであると同時に聖なるものとして表象される²⁷⁾。そして、このように第三項を下方にも上方にも排除することで、共同体と第三項との関係は硬直化する。と同時に、共同体にとって排除され不可触となった第三項は、共同体にとって都合のよいものに変形してイメージされる。第三項は、ある時には聖なる、またあるときには汚く卑しくみじめな自己イメージを、共同体から押し付けられるわけである²⁸⁾。

さて、今村の第三項排除理論は、排除現象をかなりの程度まで構造的に捉えることに成功している。とはいえる差別現象というのは、いまだに定義することさえ困難なほどに多様性に富んでおり、容易に単純な構造把握に甘

んじるようなことはない。それだけに今村の理論も抽象度が高くならざるをえず、差別からの解放を具体的に思い描くには、個々の差別的状況との照らし合わせが不可欠だ。幸い我々は2章で、障害者差別の具体的な局面に触れたので、その具体的な局面と第三項排除理論との対応関係を確認しておこう。

まず、介護関係におけるミクロレベルでの差別は、二者が交通しようとすると必ず第三者が排除されるという、まさに第三項排除の端緒となる現象として読むことができる。次に行為による差別の表現は、共同体によって第三項のイメージが変形されるという現象を、また教育によって障害者差別が再生産されるという局面は、共同体によって変形されたイメージの第三項への押し付けを示す現象として捉えられる。さらに、障壁に現れる健常者の自己中心性、恋愛・結婚、労働にみられる障害者の生き難さは、いずれも共同体と第三項との間の関係の硬直性を示す現象として把握されるのである。

IV 障害者差別からの解放の道程

今村が排除の構造的把握から導きだした解放の方法的示唆には、次の三点がある。第一に関係性の硬直化を断ち切るまつとうな視線を回復すること²⁹⁾。第二に共同体から強制される自己イメージを拒絶し、個々人が自由な自己イメージをつくりあげること。そして第三に、そのような他者から付与された自己イメージに左右されない人々が、自由な自己イメージを前提として他者の承認を求めることが、ある³⁰⁾。

第一の点については、〈われーなんじ〉関係を構築する身体的技術の必要性と換言することができよう。けれども、差別とはそもそも〈われーなんじ〉関係を剥奪されているがゆえに現れるものなのだから、〈われーなんじ〉関係を取り戻す技術が必要だといっても、それがいかにしたら可能なのかという具体的な示唆がない限り、まったく意味がない。ブーバーによれば、〈われーなんじ〉関係は「恵み」によって得られるのであり、求めることによってではないのだという³¹⁾。ただし、ブーバーが「恵み」というとき、彼は神の存在を念頭に置いていることは間違いない。我々は神を想定する前に、このような「恵み」がより容易に可能となるような人工的な環境づくりということについて、思いを馳せなければならないだろう。

今村が示唆するめ第二、第三の点は、障害者解放運動においても論点となる事柄であり、興味深い。障害者は、まず障害者に対する社会の思い込みを、その善意からなる部分すらもすべて否定し、その上で障害のある自分をまるごと肯定するという方法をとる³²⁾。

けれども、これまで差別は関係性の産物だと述べてきた。一方的に被差別者が自己イメージを回復したとしても、差別者が付与された不自由な自己イメージに拘泥するならば、事態は変革されない。すなわち、障害者がいかに自由な自己イメージを回復しても、健常者の側が障害者に相変わらず否定的な意味付与をし、健常者の自己中心性から脱しないならば、障害者は健常者との関係の中で、常に健常者からの否定的意味付与の暴力に屈することになる。もちろん障害者の自由な自己イメージの回復は重要である。けれどもそれは、障害者差別からの解放に向かう一つの契機以上でも以下でもない。より本質的なのは、障害者と健常者との間の出会いである。出会いの中で、障害という特殊性をその人のかけがえのない全体性の一部として認識できるような生き生きとした関係をいかにつくるか、焦点はここに当てられなければならないのだ。

こうして本稿の問題意識は、出会いの「恵み」がより可能となるような環境とは何か、という点に絞られた。

平林正夫は、社会教育実践の中から集団が出会うことと開かれることの矛盾に気づき、悩んだ。平林は公民館の中に「たまり場」という“無意図的な意図”的装置をつくった。これは明らかに出会いの「恵み」がより可能となる環境づくりの目論見であった。障害をもつ青年ともたない青年、そして平林自身が、この「たまり場」で出会い、障害者青年学級の設立などといった新しい試みに挑戦していくことになった。けれども、この装置が成功すればするほど、出会いは独占的・排他的とならざるをえない。いったん熱狂的な出会いが実現してしまうと、その場を新たに地域に聞いていかなければならぬという課題が切実となっていくわけである³³⁾。

原理的にいって、出会いをすべての人に対して開くことは不可能である。したがって問題は出会いの完全性を求めるところにはない。むしろ、出会いの場にいた個人が、次の瞬間にそれと異なる出会いをつくるという、いわば「変わり身の速さ」をどれだけ保障していくか、という問題にレベルを落として焦点化すべきなのである。この「変わり身の速さ」によって、関係性は重層化していく。例えばひとりの個人が、ある時には健常者との間で、そしてある時には身体障害者との間で、またある時には知的障害者との間で出会いを形成していくことができるならば、排除される者はその度に移り変わる。第三項は固定されず揺れ動く。

平林の実践例でいえば、「たまり場」で形成された出会いを中心に、新しい小さな出会いの発生と古い小さな出会いの消滅が絶え間なく繰り返される、というイメージである。それによって中心となる「たまり場」での出

会いも硬直化しない。「出会いの重層化」と呼ぶことができる関係が「たまり場」から形成される。このような「変わり身の早さ」を促進する装置をつくることができるなら、我々は出会いを開くための一定の展望をもつことができるのではないかだろうか。

さて最後に、差別からの解放と啓蒙との関係について論及しておこう。宮坂廣作は、本稿のような問題関心に収斂させる研究を、“学習のテーマも、認識の内容も、学習される情報の質も問うことなしに、「関係性」だけを追究する”と批判する³⁴⁾。確かに、差別からの解放に対して社会教育にできることは何かということを考えるなら、まず差別や偏見についての啓蒙が出てくるだろう。人々の間に広く共有されている偏見を正していくこと、教育を通して行動へ結び付けていくこと、差別からの解放を通して自らの生き方について考える機会を得ることは、差別からの解放を模索する際に重要な手がかりになることは間違いない。

にもかかわらず差別の解放をめぐる方法は、関係性に関するものが主、啓蒙に関するものが従であると考えるほうが妥当である。というのは、啓蒙によって得られるのは新たな硬直した被差別者イメージにすぎないからである。そこでいったん偏見が正されても、差別が残存する限りあまり意味がない。すなわち、啓蒙は出会いと結び付かない限り、いずれ再び硬直した被差別者イメージの生産が繰り返されることになるのである。さらに言えば、啓蒙が出会いを阻害することもある。啓蒙によって形成される被差別者に対する過剰な意識は、意識する心と意識すまいとする心との間の葛藤を生み、その葛藤に疲れて関係自体を断ち切るという傾向を帰結しやすいとも言われるのだ³⁵⁾。啓蒙はむしろ、出会いと組み合わされた時に意味がある。というよりも啓蒙は、出会いの中で必要となった知識が伝達されるときに重要性を發揮するにすぎないのである。

このように、差別からの解放と関わろうとする社会教育は、啓蒙のみに専念しているわけにはいかない。重層的な出会いをいかにつくるかというところにこそ、その真価があるといわなければならないのだ³⁶⁾。

〈注〉

- 1) こういった障害者青年学級の問題については、津田英二「障害者青年学級の成立と展開」（小林繁・津田英二・兼松忠雄『学びのオルターナティヴ』れんが書房新社、近刊）を参照していただきたい。
- 2) 近田洋一『駅と車椅子』（晚報社、1985年、p.129）
- 3) 夢村童「私たちは、精神「異常」者とは違います」

- 障害者アートバンク編『障害者の日常術』晶文社,
1991年, p.91
- 4) 『駅と車椅子』op.cit., p.67
- 5) ibid., p.226
- 6) ゴッフマン『集まりの構造』[Behavior in Public Places] 丸木恵祐・本名信行訳, 誠信書房, 1980年, p.94
- 7) 『駅と車椅子』op.cit., p.30
- 8) ibid., p.26
- 9) ibid., p.99
- 10) 安積遊歩『癒しのセクシートリップ』太郎次郎社,
1993年, p.60
- 11) ibid., pp.89-90
- 12) 『駅と車椅子』op.cit., p.164
- 13) 『癒しのセクシートリップ』op.cit., p.184
- 14) 『駅と車椅子』op.cit., pp.212-3
- 15) 岡原正幸・石川准・好井裕明「障害者・介助者・オーディエンス」『解放社会学研究 I』1986年, pp.25-41
- 16) 輝野英「私は、ボランティアがキレイです」『障害者の日常術』op.cit., p.196
- 17) 黒沢惟昭「生涯学習時代の人権と解放理論」黒沢惟昭・森山沾一『生涯学習時代の人権』明石書店, 1995年, pp.34-5
- 18) 山田富秋・好井裕明が『排除と差別のエスノメソドロジー』(新曜社, 1991年)で, “排除や差別は, 〈いま—ここ〉での〈生〉との出会いや「せめぎあい」を回避することから生じている現象なのです”と述べている(p.iv)のは, まさにこの意味である。
- 19) ブーバー『我と汝・対話』[Ich und Du/Zwiesprache] 植田重雄訳, 岩波文庫, 1979年, p.13, p.125
- 20) 江原由美子は, これを次のように表現している。
“「差異」やその定式化が何であろうとも, それは「差別処遇」(=「排除」)の必要性を何ら論証しない。ところが, そのことが必ずしも充分気づかれていないのは, 被差別者に対する「差別」があたかも「実在の差異」にもとづくものであるかのように論理化されるからである。”(『女性解放という思想』勁草書房, 1985年, p.86)
- 21) 『我と汝・対話』op.cit., p.21, p.27
- 22) ibid., p.25
- 23) エリクソン『ライフサイクル, その完結』[The Life Cycle Completed] 村瀬孝雄・近藤邦夫訳, みすず書房, 1989年, pp.90-94
- 24) 今村仁司『暴力のオントロギー』勁草書房, 1982年,
- pp.232-7
- 25) 今村仁司『排除の構造』青土社, 1985年, pp.222-230
- 26) ibid., p.230
- 27) ibid., pp.234-7
- 28) ibid., pp.243-9
- 29) ibid., p.244
- 30) ibid., pp.255-6
- 31) 『我と汝・対話』op.cit., p.19
- 32) 例えば, 重度脳性麻痺者の解放運動を進めている「青い芝」の行動宣言に次のような文句がある。
“われらは愛と正義を否定する。われらは愛と正義のもつエゴイズムを鋭く告発し, それを否定する事によって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の福祉であると信じ, 且つ行動する。”(横田弘『障害者殺しの思想』JCA出版, 1979年, p.114)
- 33) 平林正夫 「「たまり場」考」長浜功編『現代社会教育の課題と展望』明石書店, 1986年, pp.112-163
- 34) 宮坂廣作『生涯学習の理論』明石書店, 1990年, p.256
- 35) 福岡安則『現代社会の差別意識』明石書店, 1985年, pp.148-9
- 36) 本稿を継ぐ問題として, 生き生きとした関係が形成された上で起こる暴力性について考察しなければならない。「われ—それ」関係が生起する以前の動物社会はまさに食うか食われるかの暴力的な社会であった。人間社会も決してその完全な例外ではないという可能性を考えるなら, 本稿は差別の反面しか扱っていないことになる。後の反面は稿を改めて論じなければならない。